

訪問看護・介護予防訪問看護
(医療保険・介護保険)

金光病院訪問看護ステーション

契約書

「金光病院訪問看護ステーション」契約書

様(以下「利用者」という。)と金光病院訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)は、利用者が事業所から提供される訪問看護及び介護予防訪問看護サービス(以下「訪問看護サービス」という。)に対して、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第 1 条 (契約の目的)

事業所は、利用者に対し医療保険関係法若しくは介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すために、利用者は事業所に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条 (契約期間)

本契約の契約期間は、契約締結の日から、利用者の終了意志表示されるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定めるところまでとします。

2.利用者から事業所に対し、契約満了日の30日前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第 3 条 (訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書の作成・変更)

事業所は、医師の診断に基づいて利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書(以下「訪問看護計画書」という。)を作成します。

2.訪問看護計画書は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。

3.事業所は、訪問看護計画書(以下「訪問看護計画」という。)の内容を利用者及びその家族に対して書面を交付して説明を行い利用者及びその家族の同意を得るものとします。

4.事業所は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者及びその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者及びその家族の同意を得るものとします。

第 4 条 (主治医との関係)

事業所は、主治医からの指示を文書で受け訪問看護のサービス提供を開始します。

2.事業所は、「訪問看護計画書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第 5 条（訪問看護サービスの内容）

事業所は、利用者に対し主治医の指示に基づき個別に訪問看護計画書を作成し、訪問看護サービスを実施、記録し、月毎に主治医への報告を行います。

また、事業所は、介護保険法等関係諸法令及び医療保険法等関係諸法令に基づくサービスを提供します。

なお、事業所が実施する具体的なサービスの内容は以下の通りとします。

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

第 6 条（サービス提供の記録）

事業所は、利用者の訪問看護サービス実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、この契約の終了後も5年間保管します。

第 7 条（サービス利用料金の支払い）

利用者は、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス対価として介護報酬告示上の額又は診療報酬の告示上の額に定める料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業所に支払います。

- 2.事業所は、当月料金の合計額を、請求書に明細を付して翌月10日以降に利用者に請求します。
- 3.利用者は、請求書の合計額をその月の末日までに事業所の指定する方法で支払います。
- 4.利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とします。

第 8 条（料金の変更）

事業所は、利用者に対して2ヶ月前までに文書で通知することにより、料金の変更を申し入れることができます。

- 2.利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業所に対して文書で通知することにより、契約を解除できます。

第 9 条（契約の終了）

利用者は事業所に対して、いつでもこの契約の解除する事を申し出ることができます。

- 2.事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、4週間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することで、この契約を解除することができます。
- 3.事業所は、利用者又はその家族が事業所やサービス提供の従事者に対して、次に述べるような重大な背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ①利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、もはや第1条に定める利用契約の目的を達することが不可能となった場合
 - ②利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又、不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
 - ③利用者又はその家族が事業所やサービス提供の従事者に対して暴言、暴行、傷害等の行為を行い、この契約を継続し難いほどの迷惑行為を行った場合、又、今後もその危険性がある場合
 - ④利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合
- 4.次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで直ちにこの契約の解約ができます。
 - ①事業所が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ②事業所が守秘義務に反した場合
 - ③事業所が利用者やその家族等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業所が破産した場合
- 5.次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が入院又は介護施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③利用者が死亡した場合

第 10 条（訪問看護師等の交替）

利用者は、選任された訪問看護師等の交替を希望する場合は、当該訪問看護師等が、業務上不適当と思われる事情、若しくは交替を希望する理由を明らかにし、事業所に対し、選任された訪問看護師等の交替を申し入れることができます。

ただし、利用者から特定の訪問看護師等の指名はできません。

- 2.事業所は、訪問看護師等の交替によって、利用者及びその家族に対し、訪問看護サービスを利用する上で、不利益が生じないように十分に配慮します。

第 11 条（サービスの中止）

利用者は、事業所に対して、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知をすることで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。

2.利用者が、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業所は利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、全額をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第 12 条（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業所は、正当な理由なく訪問看護サービスの提供を拒みません。

2.災害の際は、状況によりできる限りの安全確保をした上で、訪問を打ち切ることもあります。

第 13 条（守秘義務等）

事業所に従事する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

2.利用者に係る他の事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

第 14 条（緊急時の対応）

事業所は、訪問看護サービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、又はその他必要な場合は、速やかに主治医又は家族へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

第 15 条（損害賠償責任）

事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともない、事業所の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に与えた損害について賠償する責任を負います。

ただし、事業所に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

2.前1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業所が負う損害賠償額は減額されます。

第 16 条（連携）

事業所は、訪問看護サービス提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 17 条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業所が提供した訪問看護に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

第 18 条（本契約に定めのない事項）

利用者及び事業所は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2.この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上で定めます。

第 19 条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所は、事業所の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

印

署名代行者(代理人)

(続柄:)

住 所

氏 名

印

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

事業者 医療法人社団同仁会

住 所 岡山県浅口市金光町占見新田 740 番地

代表者 理事長 難波 義夫

印

事業所 金光病院訪問看護ステーション

住 所 岡山県浅口市金光町占見新田 740 番地

管理者 川上 恵

印